

# 指定給水装置工事事業者 指定申請要領

## 1 申請について

- ① 10日までの申請書受理分は、翌月1日指定、11日以降の申請書受理分は、翌々月1日指定となります。
- ② 書類不備の場合は、申請書類を返却します。この場合指定を延期することがあります。

## 2 提出書類等

NO	提出書類等	注 意 事 項	提 出 チェック
1	様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書	① 代表者および役員全員記載すること ② 電話・FAX番号を記入すること ③ 押印不要（ほかの文書も同様）	
2	別表(第18条関係) 機械器具調書	① 種別は、管の切断・加工・接合・水圧テスト毎に区分すること ② 金切りのこ等、やすり、パイプねじ切り器等、トーチランプ、パイプレンチ等、水圧テストポンプは必須 ＜添付書類＞ <u>工事施工に必要な機械器具の写真を機械器具の種類ごとに各1枚ずつ添付すること</u> ・ デジタルカメラ印刷やポラロイドカメラでも可 ・ 写真は工事台帳や別紙（A4）に貼り付けて、機械器具名を記載のこと	
3	様式第2 誓約書【両面印刷】	事業者申請者およびその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であること	
4	定款の写し （登記法人の場合）	① 水道関係業務が記載されていること ② 末尾に提出日と「上記は当社の定款に相違ありません」と代表者の名が記入してあること（押印不要）	
5	(現在)履歴事項全部 証明書 （登記法人の場合）	① コピー不可 ② 証明書交付日から3か月以内のもの	
6	住民票 （個人申請の場合）	① コピー不可 ② 住民票交付日から3か月以内のもの	
7	様式第3 給水装置 工事主任技術者選任 届出書	＜添付書類＞ 記載した主任技術者全員分の給水装置工事主任技術者の免状の写し	

【裏面あり】

8	指定更新確認事項 (更新申請時のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者講習会（過去5年以内）の受講有無。ただし 県外で受講した場合は受講済みを証する書類の写し</li> <li>・事業者の業務内容（営業日、対応工事等）</li> <li>・主任技術者等の研修受講実績 外部研修の場合その受講済みを証する書類の写し</li> <li>・配管技能者を有する者の状況 保有している資格等を証する書類の写し</li> </ul> <p>※市民等に対し公表を基本としていますが、非公表にすることも可</p>	
9	地図および写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務所の所在地が判る付近の見取り図</li> <li>② 事務室ならびに建物全体（看板が写っていること） の写真</li> </ul>	
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新規申請の場合：10,000円</li> <li>② 更新申請の場合：8,000円</li> <li>③ 再交付申請の場合：2,000円</li> </ul> <p>①については、納付書を決定通知書と同封しますので、納入のうえ、工事事業者証の受渡時に納付書の領収書を提示のこと</p>	

<お問い合わせ>

草津市役所 水道お客様センター

電話：077-561-2441 FAX：077-561-2481

e-mail：[suido-okyakusama@city.kusatsu.lg.jp](mailto:suido-okyakusama@city.kusatsu.lg.jp)